

令和7年度 高知市介護保険施設等整備事業者募集に係る F A Q

NO.	件名	質問	回答
1	書類審査項目について	書類審査項目内「応募者及び安定的な経営：社会福祉法人である（加点3点）」について。 募集要項5頁の低所得者に対する配慮「社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度」に関連した点数だと理解していますが、社会医療法人は対象外でしょうか。	社会医療法人は加点对象外となります。
2	書類審査項目について	書類審査項目内「施設の設置環境：洪水浸水想定区域に該当（減点5点）、津波浸水想定区域に該当（減点10点）」について。 減点に該当する場合、プレゼン審査において「非常災害に関する体制」を発表することとなっています。プレゼンの内容により書類審査の減点は変更されますか。	書類審査の点数をプレゼン内容により変更することはありません。 プレゼン時に発表された内容は、プレゼン審査点数で評価することとなります。
3	書類審査基準表について	職員の休憩室、来客宿泊室等については他法令や設計基準に準拠しておれば、本申請における基準面積はないのか。	特定施設入居者生活介護においての面積制限はありませんが、各施設の種類に応じた基準等を遵守する必要があります。（例えば現状「サービス付き高齢者向け住宅」なのであれば、その施設として満たすべき基準は守られていること）
4	書類審査基準表について	これまで、介護福祉士有資格者に職務手当を支給していた。 職員の処遇や意欲向上を図ることを目的に人事考課に係る評価基準の見直しに加えて、給与と等級制度を導入したこととで、従来の職務手当や皆勤手当等を基本給に組み入れて、賞与や退職金の算定に反映することとした。 現在の給与明細においては、職務手当としては記載されていないが介護福祉士については、基本給に同手当分の上乗せを行っている。 この場合、介護福祉士の有資格者に対する手当として評価対象となるのか。	応募申出書における、1. 人員①職員処遇における新規採用介護職員の給料（基本給）の月額部分に、同手当上乗せ分を除いた基本給を記入してください。 介護福祉士の有資格者への手当の有無には、有とし手当の名称には基本給として支給する旨と、基本給に組み込んでいる金額を記入してください。 また、以上のことが分かる賃金規程又は就業規則等の資料も添付してください。
5	プレゼンテーション審査について	書類審査が終了してからの提出となるが、提出期限、ページ数制限の有無、プレゼン時間はどのようになるのか。	プレゼンテーション審査に関する提出期限は、令和7年10月下旬を予定しています。ページ数等を含む詳細につきましては、各応募法人に個別にご案内をさせていただきますので、今しばらくお待ちください。
6	社会保険料納税（納入）証明について	指定された「社会保険料納税（納入）証明書」について、申請したところ、日本年金機構の様式にて再申請を行うよう指導されると共に同機構の様式にて納入証明書が発行されることとなった。指定された添付様式ではないが、問題はないか。	掲載しております様式での提出が不可能な場合、様式の確認事由について確認できる書類を提出することで差し支えありません。
7	併設事業所がある場合について	食堂の一部とスペースの兼用、更にパーテーション等で区切って談話室又は応接室にするなど、機能、要件を満たしていれば、2兼用、3兼用とすることは可能か。	特定施設として必要な設備を整備する必要がありますので、パーテーション等により併設施設の設備を区切ったの使用は、デイサービス利用者との混在も予想されることから、原則不可となります。

令和7年度 高知市介護保険施設等整備事業者募集に係る F A Q

NO.	件名	質問	回答
8	併設事業所がある場合について	デイサービス併設の予定があるが、デイサービスの休日中にデイの特浴等、設備の使用は可能か。	特浴等も含めた設備等については、浴槽の故障等により、やむを得ず、一時的に併設施設の特浴等を使用する場合を除いては、恒常的又は計画的に併設施設の設備を使用するといった兼用は、不可となります。
9	資金収支計画について	既存する有料老人ホームの一部を特定施設入居者生活介護へ転換する計画の場合、資金収支計画書は、特定施設入居者生活介護部分のみの試算か、転換しない居室等を含む有料老人ホーム全体の資産とするのか。 また、「整備は1年間で完了するものと仮定し整備に係る収支は整備年度欄に記載すること。」とあるが、同様の転換する計画の場合、基本的に施設整備等の必要性がなく、新たな備品等の購入等の整備に限られると思うが、その部分のみを切り取って試算を行うのか、既存の有料老人ホーム全体を含めた試算を行うのか。	資金収支計画については、転換する特定施設入居者生活介護の部分のみの試算を記入してください。 備品等の整備に関しても、同様となります。
10	借入金償還計画について	既存する有料老人ホームにおいて既に借入を行っている場合でも、整備年度からの償還計画で良いか。	既に借入を行っている場合については、借入年度からの償還計画で記入してください。 行数が足りない場合は、追加してください。
11	借入金償還計画について	借入金償還計画表への記載は、法人として全ての借入金償還計画とするのか、申請する特定施設入居者生活介護の部分のみの償還計画で良いか。	法人全体としての借入金償還計画は不要です。 今回転換を予定している施設に係るものを提出してください。 (当該施設について、既に借入がある場合は借入年度からの償還計画で記入してください。)
12	現入居者への説明について	特定施設入居者生活介護への転換に関して、応募の段階で全入居者への説明と同意が必要か。 (確実に転換すると確定していない状況で、入居者に伝えることに躊躇しているため)	応募要件として、応募時点での全入居者への説明及び同意の完了を求めているませんが、転換に伴う入居者の転居・サービスの変更(調整)に時間を要することを踏まえて、可能な限り早急に入居者に対し説明を行ってください。
13	平面図について	応募時書類「7 事業所の平面図」は、特定施設入居者生活介護事業所への転換後平面図ではなく、現平面図で良いか。	転換後の平面図をご提出ください。 建物の一部を特定施設入居者生活介護事業所に転換する場合は、特定施設部分が表示できるように表示してください。